

様式第15号〔第32条関係〕

(表)

		第 年	月	日	号 発行
身 分 証 明 書					
官 職 氏 名 生年月日					写 真
上記の者は、林業種苗法第28条第1項の規定による立入検査に従事する職員であることを証明する。					
				農林水産大臣 (都道府県知事	印 印)

← 9cm →

6
cm

(裏)

林 業 種 苗 法 (抄)

(立入検査等)

第28条 農林水産大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、指定採取源、生産事業者の事業所、配布事業者の事業所その他種穂の採取、苗木の育成、種苗の配布若しくは保管に関係がある場所に立ち入り、樹木若しくはその集団、種苗、その容器若しくは包装若しくは関係書類（その作成又は備え付けに代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することが出来ない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供せられるものをいう。）の作成又は備え付けがされている場合における当該電磁的記録を含む。）を検査させ、関係者に質問させ、又は種苗を分析検査のため必要な最小量に限り、無償で収去させることができる。

2 前項の規定により立ち入ろうとする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(罰則)

第33条 次の各号の一に該当する者は、1万円以下の罰金に処する。

一～四 (略)

五 第28条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

種苗の生産配布の帳簿の記載事項

年 月 日

樹 種

種 苗 の 種 類

数 量

種苗の配布に係る相手方の氏名又は名称及び住所

備 考

注意事項

- 1 種苗の種類欄には、きゅう果にあつては「果」、種子にあつては「種」、穂木にあては「穂」、幼苗にあつては「幼」及び幼苗以外の苗木にあつては「苗」と記入すること。
- 2 数量欄の数量の単位は、きゅう果及び種子にあつてはkgと、穂木、幼苗及び幼苗以外の苗木にあつては本とすること。
- 3 種苗の配布に係る相手方の氏名又は名称及び住所欄は、種穂を採取した場合は、斜線を引くこと。また、種苗の配布を受けた場合は受を、種苗を配布した場合は配をそれぞれ冠して、種苗の配布に係る相手方の氏名又は名称及び住所を記入すること。
- 4 備考欄には、種穂を採取した場合においてはその採取の場所並びにその採取した樹木が指定採取源であるときはその種別及び指定番号を、法第18条第1項ただし書又は同条第2項ただし書の書面を交付して配布する場合においてはその書面の枚数をそれぞれ記入すること。